

保 存

江東区立第二砂町小学校 P T A

会 則

江 東 区 東 砂 7 - 1 7 - 3 0

T E L (3640) 5322

F A X (5690) 4027

※ 在学中は各家庭で保管ください

江東区立第二砂町小学校 PTA 会則

第一章 名称および事務所

第1条 会を江東区立第二砂町小学校 PTA と称し、事務所を第二砂町小学校に置く。

第二章 目的

第2条 本会は下記の諸項を目的とする。

1. 児童の福祉を増進するために保護者と教師が協力する。
2. 民主社会の一員として会員相互の研修に励み文化国家の発展につとめる。
3. 学校の教育的環境の整備充実につとめる。

第三章 方針および活動

第3条 本会は下記の諸項を方針として活動する。

1. 教育尊重を第一義として活動する。
2. 教育活動を盛んにするために協力はするが、学校の管理運営および人事には干渉しない。
3. 政治的、宗教的または経済的に利用されない。
4. 専ら営利を目的とする事業は行わない。

第四章 会員

第4条 本会は会員を以って組織する。

1. 会員は本校に在籍する児童の保護者、及び本校在職の教職員とする。
2. 会員は全て平等の義務と権利を有する。
3. 会員の個人情報に関する取り扱いについては、「江東区立第二砂町小学校 P T A 個人情報取扱規約」に定める。

第五章 組織および機関

第5条 本会は全会員をもって組織し、その機関は下記の通りである。

総会、委員総会、運営委員会、部会、学年・学級委員会、
選考委員会

第6条 本会の議決機関として下記の二つを置く。

1. 総会

2. 委員総会
- 第七条 総 会
1. 総会は最高の議決機関であって定期総会および臨時総会の二つとする。
 2. 臨時総会は会長または会員の三分の一以上の要請があった場合に会長はこれを召集する。
 3. 総会の成立は会員の五分之一以上の出席を必要とし（委任状を認める）すべての議事は多数決をもって議決し、同数の場合は議長の議決による。
 4. 総会は役員決定、予算決算承認、年間事業計画承認および会則の変更、その他重要事項の審議決定を行う。
- 第八条 委員総会
1. 会長は、これを召集し総会によらない事項を議決する。
 2. 委員総会は委員全員の三分の一以上の出席をもって成立しその議決方法は総会に準ずる。（部員も含む）
- 第九条 本会の執行機関として運営委員会、部会、学年・学級委員会の三つを置く。
- 第十条 運営委員会
1. 会長はこれを召集し本会の企画、運営並びに緊急事項を処理決定し総会にこれを報告する。
 2. 運営委員会は、下記の人数をもって構成する。
会長一名、副会長四名以上、庶務若干名、会計若干名、
学年委員長六名、部長三名、他は必要に応じて組織する。
- 第十一条 部 会 本会に下記の三部をおき、各部長はこれを招集し、本会の目的を達成するために具体的な計画を立て活動する。
1. 広報部 会報の発行など、広報に関する仕事。
 2. 文化厚生部 会員の教養向上ならびに福利・厚生等に関する仕事。
 3. 校外部 児童の校外生活指導ならびに教育環境の向上に関する仕事。

第十二条 学年委員会 各学年委員長がこれを召集し、本会の目的達成のため
必要な活動をする。

第六章 役員

第十三条 本会に下記の役員を置く。

会長一名 副会長四名以上（P2～3、T1）

庶務若干名（P2～3程度、T1）

会計若干名（P2～3程度、T1）

第十四条 本会役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し会務の一切を統括処理する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
3. 庶務 本会の会議の記録および文書の保管発送に当たる。
4. 会計 本会の会計経理の一切を司り帳簿を保管する。

第十五条 役員はすべて会員から次の方法によって選出する。

1. 会長 選考委員の推薦により、総会において決定する。
2. 副会長 P側から若干名、選考委員の推薦により、会長がこれを委嘱する。T側から一名、校長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
3. 庶務 P側から若干名、選考委員の推薦により、会長がこれを委嘱する。T側から一名校長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
4. 会計 P側から若干名、選考委員の推薦により、会長がこれを委嘱する。T側から一名校長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
5. 選考委員の構成は次の通りとする。
 - ア. 学年委員長・学級委員長の中から互選により、各学年一名ずつ、本部役員から互選により三名を選出して委員会を構成する。
 - イ. 選考委員長および副委員長は委員の互選によって定める。

第十六条 本会役員の任期は一年とする、ただし再任を妨げない。

補充役員の任期は全任期の残任期間とする。

第七章 会計監査

第十七条 本会の会計を監査するため二名の会計監査を置く。

第十八条 会計監査は会長と同じ方法によって選出する。

第八章 顧問および相談役

第十九条 本会の目的達成に関し、会長の諮問に応じるため顧問一名を置く。

顧問は会長の委嘱により、通常前会長をあてる。

第二十条 本会の目的達成に関し、会長の相談に応じるため相談役を置く。

相談役は第二砂町小学校校長とする。

第九章 委員および部員

第二十一条 委員および部員の所属ならびに長の選出については次の通りとする。

1. 部員は各学年より選出し、広報部・文化厚生部・校外部のいずれかの部に所属する。(クラス数×二名程度)
2. 学年委員長は該当学年より一名を選出し、会長がこれを委託する。
3. 学年委員は各学年よりクラス数程度選出し、学年委員長を補佐する。
4. 部長は会長が委嘱し、副部長は部長の推薦により選出する。

第十章 教師はいずれかの部に所属し部主任を定める。

会計および会費

第二十二条 本会の会員は会費を納めなければならない。会費は年額4200円とする。PTA 保険200円は別途徴収する。ただし、途中転入者のみ月額徴収とし、途中転校者への会費払い戻しは無しとする。

第二十三条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

第二十四条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 第一項 総会に欠席の場合は委任状を認める。
- 第二項 本会の会則変更にあたっては、総会において出席数の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第三項 本会の会則は、平成二十九年度総会后より即日施行する。

第二砂町小学校PTA慶弔規定

項 目	金 額
教職員の結婚・出産	5 0 0 0 円
教職員・児童の病気見舞い	5 0 0 0 円
児童・保護者・教職員 ----- 教職員の二親等までの死亡	5 0 0 0 円

備 考

- 1) 緊急を要する場合は、事後承諾を得る。
- 2) 慶弔に関わる件は、一切のお返しは無しとする。
- 3) 病気見舞いは、30日以上入院した場合とする。
- 4) その他の災害等については、運営委員会で協議する。

会則変更

1. 平成12年4月
2. 平成21年4月22日
3. 平成26年4月
4. 平成28年4月25日
5. 平成30年4月24日
6. 令和3年4月26日

江東区立 第二砂町小学校 PTA 個人情報取扱規約

(平成 30 年 4 月 24 日 総会議決)

(目的)

第1条 江東区立第二砂町小学校 PTA (以下 PTA) 個人情報取扱規約は、PTA が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、PTA 活動の円滑な運営を図るとともに、会員の権利利権を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 PTA は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に務めるものとする。

(周知)

第3条 PTA の個人情報規約は、総会資料、PTA 広報等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは PTA 会員個人が特定される事項とする。

PTA は、「江東区立第二砂町小学校 PTA 会則 第四章会員第四条」に定める PTA 活動を行うために、個人情報の利用目的を明示した上で、会員(学校)から適正な手段により取得する。

(個人情報の利用)

第5条 PTA は、個人情報の取得時に明示した目的の範囲内で個人情報を利用するものとする。

PTA は、個人情報の取得時に明示した利用目的以外で個人情報を利用する場合には、本人に同意を得るものとする。

(個人情報の管理)

第6条 個人情報は、会長及び会長が指定する役員、委員が P T A 会議室書庫に施錠し適正に管理する。

不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう、裁断等により速やかに破棄するものとする。

(個人情報の第三者提供の制限)

第7条 個人情報は、本人の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の開示、訂正、破棄)

第8条 個人情報の開示、訂正、破棄を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し出るものとする。

(規約の変更)

第9条 この規約は、PTA の定期総会又は臨時総会において、出席者の 3 分の 2 以上(委任状含む)の同意を得て改正することができる。